支部保険者機能強化予算の検討について

支部保険者機能強化予算の検討について

前回事務局が提示した論点

- 今後も医療費の増大が見込まれる中で、医療保険者における医療費適正化の取組についてどのように考えるか。
- 医療のかかり方等に関する普及啓発のあり方について、どのように考えるか。
- 代謝(血糖)リスクや運動習慣、飲酒、睡眠等の支部特有の健康課題の改善について、どのように考えるか。

【前回評議会における委員の指摘・意見】

- 富山の健康課題と併せて協会の取組を周知すべき。
- 運動不足を解消するための教室の案内等、意欲のある人の背中を押すようなものがあれば良い。特に、医療にかかる前の段階での取組が重要。
- 富山県の健康課題等の特徴が、加入者一人ひとりに届くような形にすべき。また、同時期に 事業所ごとの健康課題を提供し、社員の特徴と併せて把握できるようにしてはどうか。
- ICT(電子媒体)の活用を推進すべき。例えば、<u>保健指導のやり取りや予約における電子</u> メール等の活用を検討してはどうか。
- 富山支部における課題や目標、予算額等が見えれば具体的な議論がしやすい。
- 健康企業宣言のメリットが感じられない。<u>成績の良い企業や業態に対して、何らかの補助</u>が あれば良い。
- 不特定多数にアプローチするよりも、事業所を対象に取り組むべき。
- リーフレット等の資料は似たようなものが多く、目立つような工夫が必要。

支部保険者機能強化予算の検討について

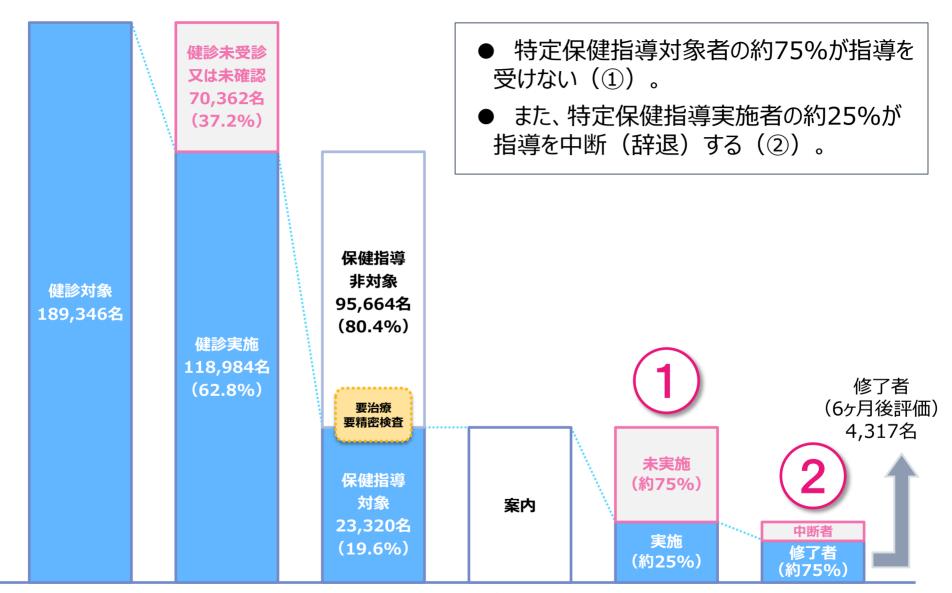
【今後の検討に向けた視点】

- 医療費適正化においては、<u>医療にかかる前の段階へのアプローチが重要</u>。また、限られた人的 資源を踏まえ、<u>ICTの活用やコラボヘルス(事業者との協働)等の効率性・利便性を高める取組</u> をさらに進めるべき。
- 医療保険者は、医療にかかる前の段階へのアプローチとして、特定保健指導を重要施策として 位置付けており、特定保健指導のさらなる実施率向上に取り組むべき。また、面談のやり取りや予 約におけるICTの活用について、費用対効果を踏まえた検討が必要。
- コラボヘルスにおいては、事業所の健康課題を「見える化」することで、加入事業所における自社 の健康課題を踏まえた取組を促していくことが重要。これまで、事業所健康度診断の提供を進め ているが、インセンティブ制度の状況等も踏まえて、さらなる「見える化」の検討が必要。
- また、コラボヘルスの取組として「とやま健康企業宣言」を実施。宣言事業のメリットは、従業員の健康の保持増進による活力や生産性の維持・向上であり、その結果として業績や企業価値の向上が期待されるもの。取組の対価として金銭の補助を行うことは、公的医療保険の観点から困難であるが、宣言事業においてその他にどのようなメリットを提供できるか引き続き検討が必要。

【論点】

- 特定保健指導の実施率向上に向けて、どのような取組が考えられるか。
- 事業所ごとの健康課題等のさらなる「見える化」について、どのような取組が考えられるか。
- 宣言事業所等の成績が良い事業所に対して、公的医療保険という観点も踏まえ、どのようなメリットの提供が考えられるか。

特定保健指導の現状①



注:平成29年度国報告データにおいて、対象年度末に40歳以上75歳以下に達し、1年間継続して協会けんぽに加入した方が対象年度中に受診した特定健康診査のうち、特定保健指導レベルが判定不能 でないものを集計。また、特定保健指導は対象年度及び翌年度9月末までに6か月後評価を実施したものを集計。

特定保健指導の現状②

特定保健指導の対象者の選定方法

※ 血糖・血圧・脂質を下げる薬を服薬中の方は対象外となります。

内臓脂肪型肥満 A

腹囲:男性85cm以上 女性90cm以上

または

内臓脂肪型肥満 B

Aには該当しないが、 BMIが25以上

追加リスク

① 血糖 空腹時血糖100mg/dl以上

またはHbA1c (NGSP値) 5.6%以上

②脂 質 : 中性脂肪150mg/dl以上

またはHDLコレステロール40mg/dl未満

③血 圧 : 収縮期血圧130mmHg以上

または拡張期血圧85mmHg以上

④ 喫煙歴 : ①~③のリスクが1つでもある場合に

リスクとして追加

動機付け支援

Aに該当し、追加リスクが1つ Bに該当し、追加リスクが1~2つ

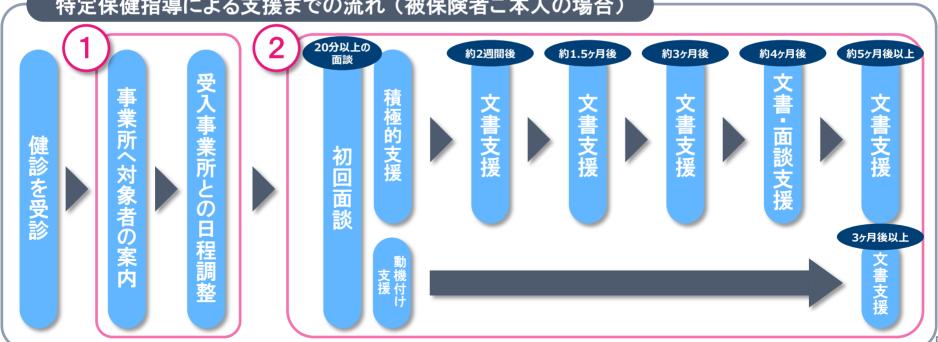
積極的支援

Aに該当し、追加リスクが2つ以上

Bに該当し、追加リスクが3つ以上

※65歳以上の方は動機付け支援

特定保健指導による支援までの流れ(被保険者ご本人の場合)





Sample

事 業 所 2019 健 康 度 診 断

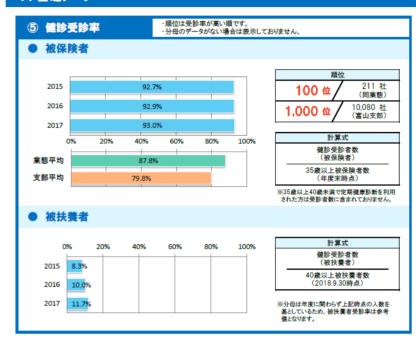
協会けんぽ化成 株式会社 御中

業態区分11:化学工業・同類似業

令和1年5月作成

全国健康保険協会 富山支部

1. 基礎データ

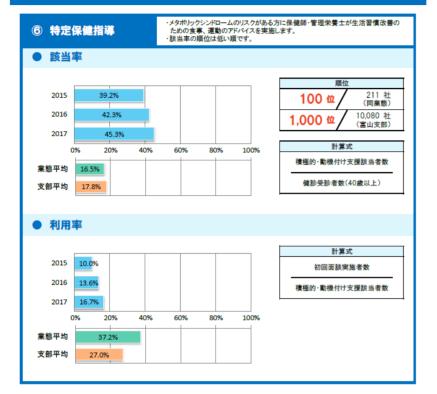


健診の種類

定期健康診断		生	生活習慣病予防健診		特定健康診査	
対象者	·事業所の従業員 ·年齢不問	対象者	・協会けんぼの被保険者・35歳から74歳まで	対象者	・協会けんぼの被扶養者・40歳から74歳まで	
・労働安全衛生法で定められた 健診です。 ・会社に実施が義務付けられて います。 ・協会けんぽへの健診結果データ の提供は、法律(高齢者の医療 の確保に関する法律第27条)で 義務付けられています。		を含み3 ・協会けん よっては 補助しま ・健診結 ・健康サ	乗診断の検査内容とがん検診 充実しています。 いぼから補助があり、年齢に 付加健診(人間ドック並)も ます。 ます。 果でメタボリスクがある方に ボート(特定保健指導)を にいます。	・協会け. ・健診結 健康サ	・ 着目した健診です。 んぽから補助があります。 果でメタポリスクがある方に ポート(特定保健指導)を ています。	



1.基礎データ



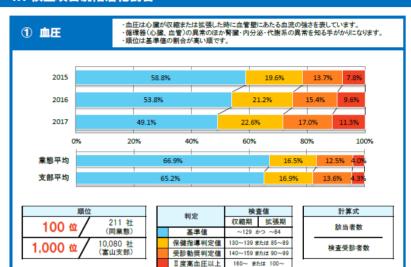
特定保健指導の対象者

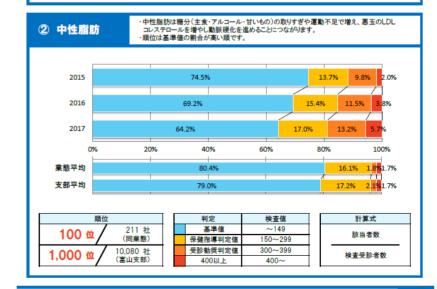
Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

①血糖		
空腹時血糖100mg/dl以上または HbA1c(NGSP値)5.6%以上		
②脂質		
中性脂肪150mg/dl以上または HDLコレステロール40mg/dl未満		
③血圧		
収縮期血圧130mmHg以上または 拡張期血圧85mmHg以上		

腹囲	追加リスク		判定結果	
股四	①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	40~64歳	65~74歳
MAN OF THE P	2つ以上該当		積極的支援	
男性85cm以上 女性90cm以上	1つ該当	あり	偵極的又拔	
XHOOMIXX		なし	動機付け支援	
	3つ該当	/	積極的支援	動機付け支援
上記以外で	2つ該当	あり	慎極的又拔	
BMI25以上	5以上 2003	なし	動機付け支援	
	1つ該当		別版刊リス版	

11. 検査項目別階層化割合

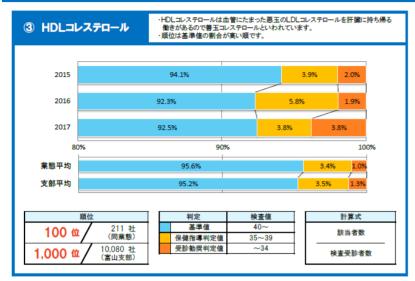


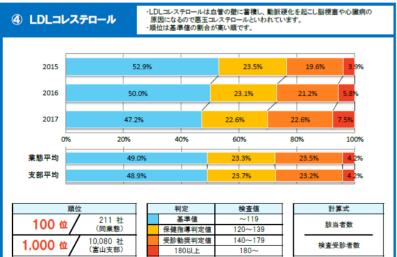


4

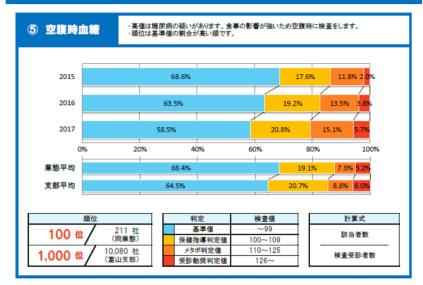


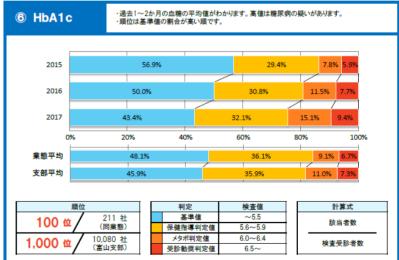
II. 検査項目別階層化割合





11. 検査項目別階層化割合







Ⅲ. 生活習慣病のリスク保有率



	① 腹囲リスク	② 血圧リスク	③ 血糖リスク	④ 脂質リスク	⑤ メタボ予備	⑥ メタボ該当
2015	39.2%	54.9%	27.5%	31.4%	23.5%	15.7%
2016	42.3%	57.7%	34.6%	32.7%	25.0%	17.3%
2017	45.3%	60.4%	37.7%	34.0%	26.4%	18.9%
業態平均	32.3%	37.9%	13.4%	25.9%	12.0%	12.8%
支部平均	34.2%	40.6%	15.7%	27.7%	12.6%	14.4%

	リスクの定義				
腹囲リスク	内臓脂肪面積が100cm ⁹ 以上の者(ただし内臓脂肪面積の検査値がない場合は、腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上の者)				
血圧リスク	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上、または高血圧に対する薬剤治療有りの者				
血糖リスク	空腹時血糖110mg/dl以上(ただし空腹時血糖の検査値がない場合は、HbA1cが6.0%以上)、または糖尿病に対する薬剤治療有りの者				
脂質リスク	中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満、または脂質異常症に対する薬剤治療有りの者				
メタボ予備群	腹囲リスクを保有、且つ血圧リスク・糖代謝リスク・脂質リスクのうち1項目に該当する者				
メタボ該当者	腹囲リスクを保有、且つ血圧リスク・糖代謝リスク・脂質リスクのうち2項目以上に該当する者				

IV. 生活習慣の傾向

※健診時の問診票に回答があった項目を集計しています。 ※レーダーチャートが小さいほど、従業員の生活習慣が良好といえます。 ※データがない場合は喫煙の項目のみ表示しています。

計算式 該当者数 回答者数

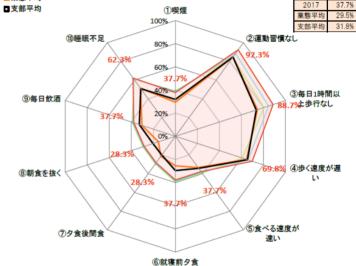
2015

2016

2017

□業態平均

	①喫煙		
	2015	39.2%	
	2016	38.5%	
	2017	37.7%	
	業態平均	29.5%	
	支部平均	31.8%	
4004-1			



区分	問診票の質問項目	回答
① 喫煙	現在、たばこを習慣的に吸っている	はい
② 運動習慣なし	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	いいえ
③ 毎日1時間以上歩行なし	日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施	いいえ
④ 歩く速度が遅い	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い	いいえ
⑤ 食べる速度が速い	人と比較して食べる速度が速い	速い
⑥ 就寝前夕食	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある	はい
⑦ 夕食後間食	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある	はい
⑧ 朝食を抜く	朝食を抜くことが週に3回以上ある	はい
⑨ 毎日飲酒	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	毎日
⑩ 睡眠不足	睡眠で休養が十分とれている	いいえ

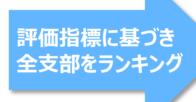
インセンティブ制度の概要

● 平成30年度より、協会けんぽに新たなインセンティブ制度が導入。今後は、各支部の加入者の特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合等の結果が上位過半数となる支部に対しては、報奨金によるインセンティブが与えられ、都道府県単位保険料率に反映。

概要

評価指標

- ①特定健康診査の受診率
- ②特定保健指導の実施率
- ③特定保健指導対象者の減少率
- ④要治療者の医療機関受診割合
- ⑤ジェネリック医薬品の使用割合



インセンティブの効かせ方

上位過半数に該当した支部に対して、支部ごとの得点数に応じた報奨金を付与し、段階的な保険料率の引下げを実施。

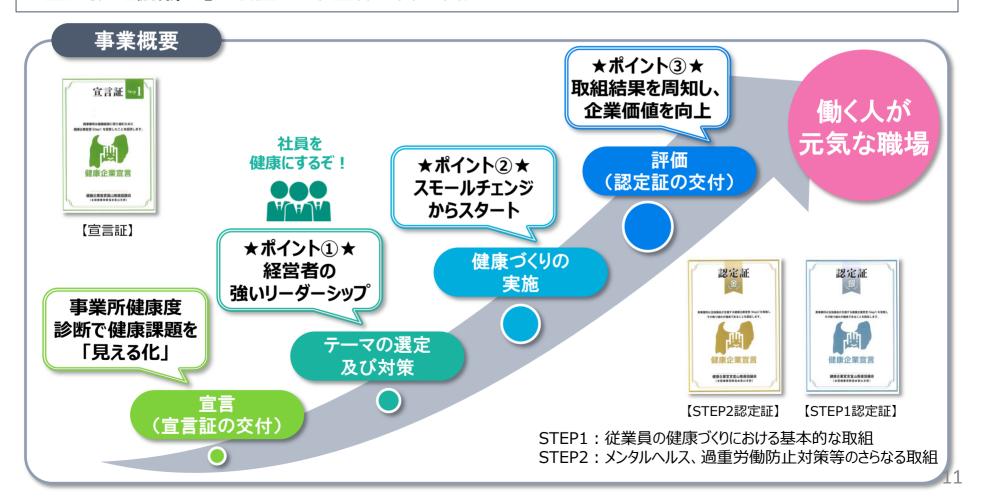


- ※ 財源については、後期高齢 者支援金に係る保険料率の 中にインセンティブ分保険料 率を設定。
- ※ 平成30年度から実施し、その結果を平成32年度以降の 都道府県単位保険料率に 反映。



とやま健康企業宣言(概要)

- 平成28年度より、宣言事業を開始。事業所の健康経営に着目し、事業主を含む企業全体の健康でいるといる。 康づくりを推進するとともに、事業所の取組の評価(認定)を実施。
- 全国健康保険協会富山支部、富山県、健康保険組合連合会富山連合会において、「健康企業 宣言推進協議会」を設置し、県全体で普及啓発。



とやま健康企業宣言(メリット、支援内容)

● 宣言事業に取り組む事業所が従業員の健康の保持増進のみならず、様々なメリットを享受できるよう、以下の取組を実施。

支援サービス

■ 宣言事業所で働く従業員向けに支援サービスを提供。

支援事業所(一部)	支援内容
立山山麓家族旅行村	・施設の利用に関する一部優待
株式会社アピアスポーツ クラブ	・スポーツクラブの入会金免除(個人会員) ・入会事務手数料の割引(個人会員)
富山市角川介護予防センター(ほっとねす角川)	・セルフウェアネス(心と体のサプリ)の提供 ・無料体験会の提供

求人票備考欄への記載

● 健康づくりに積極的な事業所であることをPRできるよう、 求人票の備考欄に、健康企業宣言に関する記載が可能 (富山労働局了承済)。

備

とやま健康企業宣言事業所 富山健康企業宣言STEP1認定事業所 富山健康企業宣言STEP2認定事業所

大学HPへの掲載

● 富山大学ホームページ(就職・ キャリア支援)に、宣言事業所一覧 を掲載し、学生の就職活動に対す る事業所の広報を 支援。



ロゴマークの活用

■ 宣言事業のロゴマークをホーム ページや名刺等に掲載することで、 対外的な広報が可能。



○○○○株式会社 協会 太郎 〒000-0000 富山県○○市○○○ TEL:076-000-0000 FAX:076-000-0000

各種メディアで紹介

● KNBラジオ「とれたてワイド朝生!」のコーナー「はじめよう、進めよう、健康経営」において、健康経営に取り組む事業所を紹介。



経済産業省HP掲載資料 「健康経営の推進について」より抜粋

経済産業省 Nanistry of Economy, Itaale and Industry

健康経営施策による企業価値等への寄与の検討

- 健康経営の効果を①心身の健康関連(個人の心身の健康状態の改善による生産性の向上)、②組織(組織の活性化)、③企業価値(企業価値の向上)の3つに分類しフロー図を整理。
- 今後は、従業員の健康維持・増進の取組を土台としつつ、健康経営の実践による組織の活性化や企業価値の向上に関して検討を進めていく。

